

総合評価方式の評価基準の変更について

I 工事の総合評価方式の評価基準の変更（いずれも特別簡易型のみ）

1 評価基準の変更について

- 総合評価方式の特別簡易型について、これまでの入札結果等を踏まえ、より適切に評価するため、価格と価格以外の評価バランスを改善し、点数が固定化しやすい評価項目の組み替えるなど、評価基準の変更を行った。

2 価格と価格以外の評価バランスの改善

- 既存の評価項目については、基本的に加算点を1/2に圧縮し、加算点合計を現行の20点から10点とした。

3 点数が固定化しやすい評価項目の組替え

【優良工事表彰の廃止と配置予定技術者の技術力の追加】

- 小規模工事である特別簡易型において、「優良工事表彰」を評価対象外とし、新たに配置予定技術者の「施工能力」及び「工事成績」を評価対象に加えた。

評価項目	改正	現行
企業の技術力 優良工事表彰	—	1.0点
配置予定技術者の技術力	小計1.0点	—
施工能力	0.5点	—
工事成績	0.5点	—

【企業の技術力の「工事成績」の変更】

- これまで、過去4年間に一定以上の工事成績となった工事の実績があれば評価対象としていたが、直近（最新）の工事成績を評価対象とすることとした。
- これに併せ、同種・類似工事であった評価の対象範囲を、同一発注種別工事に拡大した。

評価基準	改正	現行
90点以上	1.5点	4.0点
80点以上90点未満		3.0点
75点以上80点未満	1.0点	1.0点
評価対象	<p>福島県発注の<u>同一発注種別の工事</u>で、<u>直近(最新)の工事成績</u>が75点以上である場合。</p> <p>ただし、直近(最新)の工事成績が2年以上前のものである場合は評価対象外。</p> <p>※ 直近とは、基準日の属する月の3月前の月末までとする。</p> <p>[例]</p> <p>基準日(開札日)が平成23年11月6日である場合は、2年前の平成21年11月1日から平成23年8月31日までのうち、最新の工事成績が評価対象となる。</p>	<p>過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が75点以上の施工実績がある場合。</p>

※「同種・類似工事」と「同一発注種別の工事」の違い

- 同種・類似工事とは、評価の対象となる工事内容が、当該工事の内容と同種もしくは類似したものであること。
- (例) 当該工事の内容が、「道路改良工事」(発注種別:一般土木工事)の場合、評価対象となる工事の内容が「道路改良工事」であれば評価対象となるが、評価対象となる工事の内容が「河川護岸工事」(発注種別:一般土木工事)の場合は、評価対象外となる。
- 同一発注種別の工事とは、評価の対象となる工事が、当該工事の発注種別(一般土木工事、舗装工事など18種別)と同じであること。
- ・ 上記(例)の場合、評価対象となる工事が「河川護岸工事」であっても、当該工事と同じ発注種別(一般土木工事)となるため、評価対象となる。

Ⅱ 測量等業務委託の総合評価方式の評価基準の変更

1 評価基準の変更について

- 業務成績の評価が可能となったことから、配置予定技術者の技術力や技術提案において、評価項目の追加や評価方法の変更を行った。

2 配置予定技術者の技術力に関する評価項目の追加や評価方法の変更

【業務成績の追加と評価方法の変更】

- 新たに配置予定技術者の「業務成績」を評価対象に加えた。

評価基準	改正	現行
80点以上	1.0点	一点
75点以上80点未満	0.5点	一点
評価対象	過去3年以内に配置技術者として携わった福島県発注の業務において、技術者評定（技術者に対する評定点）が75点以上の履行実績がある場合。	—

3 業務計画の実施方針（技術提案）の評価方法の変更（標準型のみ）

- 標準型において、配置予定技術者の評価対象から「担当技術者」を除外した。
- 業務計画の実施方針（技術提案）については、最大9点の評価としていたが、「地域特性等の把握状況」、「業務計画の適切性」、「業務計画の実現性」の3項目の評価をそれぞれ2点から3点に引上げ、最大12点の評価とした。

Ⅲ 実施時期

- 平成23年11月1日以降に公告する案件から適用。